

魚津市告示第14号

魚津市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱を次のように定める。

令和4年3月8日

魚津市長 村椿 晃

魚津市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の施設及び公共の場所に市が設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、安全で安心なまちづくりの推進を図るとともに、市民等の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として特定の場所に継続して設置されるカメラ装置（犯罪の予防を従たる目的として設置されるものを含む。）で、画像表示装置及び録画装置を備えるものをいう。
- (2) 画像 カメラ装置により撮影した映像を録画装置により電磁的方法で媒体に記録した情報であって、当該情報から特定の個人を識別することができるものをいう。
- (3) 市の施設 市が設置し、又は管理する施設及び工作物をいう。
- (4) 公共の場所 道路、公園、駐車場、駐輪場その他公共の用に供する場所で不特定多数の者が自由に利用し、又は通行する場所をいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、通勤し、若しくは通学し、又は市内に滞在し、若しくは市内を通過する者をいう。
- (6) 設置者 市長又は教育長をいう。

(個人情報保護)

第3条 防犯カメラの設置及び運用に当たっては、個人情報に係る市民等の権利利益を侵害することがないように、魚津市個人情報保護条例（平成16年魚津市条例第3号）に基づき適切な措置を講じるものとする。

(防犯カメラの設置場所)

第4条 設置者は、犯罪の予防及び安全で安心なまちづくりの推進を目的と

して、公共の場所に防犯カメラを設置することができる。

2 設置者は、防犯カメラを設置したときは、市民等の見やすい場所に防犯カメラが作動している旨の表示をしなければならない。

(防犯カメラの設置及び運用)

第5条 設置者は、防犯カメラの設置及び運用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 画像の保管期間は、当該画像作成の翌日から起算して2週間以内とすること。ただし、設置者が必要と認めるときは、2週間を超えて画像を保管することができるものとする。

(2) 保管期間を経過した画像については、消去又は記録された媒体の破砕その他の方法により復元することができないようにすること。

(3) 画像の漏洩、滅失、毀損及び改ざんの防止その他画像の適正な管理のために必要な措置を講じること。

(管理責任者等の設置等)

第6条 設置者は、防犯カメラ及び画像の管理及び運用を適正に行うため、管理責任者及び取扱責任者(以下「管理責任者等」という。)を置かなければならない。

2 管理責任者は、防犯カメラ及び画像の管理及び運用に係る事務を統括するものとし、当該防犯カメラを所管する課等の長をもって充てる。

3 取扱責任者は、管理責任者の指示に従い、防犯カメラ及び画像を取り扱う事務を行うものとし、当該防犯カメラを所管する課等の職員の中から課等の長が指名した者をもって充てる。

4 管理責任者は、管理責任者等以外の者が、みだりに画像の閲覧をすることがないように措置を講じなければならない。

(画像の提供等)

第7条 管理責任者等は、防犯カメラの設置目的以外に画像を閲覧し、複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令に定めがある場合

(2) 個人の生命及び財産を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合

(3) 捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書により要請を受けた場合

(4) 画像から識別される特定の個人の同意がある場合

(苦情等への対応)

第8条 管理責任者は、設置された防犯カメラに関する苦情に関し、迅速かつ適切な対応を行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(要綱の廃止)

2 魚津市防犯カメラの設置及び利用に関する要綱（平成16年魚津市告示第88号）は、廃止する。